

平成26年度警察庁調達改善計画（要約版）

1 警察庁における調達改善の方針

警察庁においては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるために、透明性、公平性及び経済性を確保しつつ、引き続き自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

2 重点的な取組

警察庁の契約においては、警察装備及び警察通信関係の割合が大きいことから、特にそれらの調達については、次のように重点的に取り組む。

- ・ 一者でも多くの業者が参入できるよう積極的に仕様を見直す。
- ・ 新規業者の参入を促進するため公示期間や納入期限を可能な限り長くする。
- ・ 意見招請手続、総合評価落札方式を積極的に活用する。

3 継続的な取組

昨年度の調達改善計画において実施した以下の取組については平成26年度においても継続的に実施する。

- ・ 随意契約等の見直し
- ・ 汎用的な物品、役務の共同調達の推進
- ・ DNA 試薬の調達の見直し 等

4 その他の新たな取組

- ・ オープンカウンター方式の採用
(少額な契約案件についても、警察庁ホームページに調達内容等を掲示)

5 実施状況の把握と自己評価の実施

計画の実施状況、調達の改善状況について、上半期及び年度終了後に評価を行い警察庁ホームページに公表する。

6 調達改善計画の推進体制

外部有識者を活用しつつ、警察庁会計業務改善委員会により推進する。